



倉敷市公告第151号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「法」という。）第8条第1項の規定による倉敷農業振興地域整備計画を法第13条第1項の規定により変更したので、同条第4項において準用する法第12条第1項の規定により公告する。

なお、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを法第13条第4項において準用する法第12条第2項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

令和7年3月28日

倉敷市長 伊 東 香 織



記

- 1 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所
倉敷市文化産業局農林水産部農林水産課